

# SERVICE BULLETIN



FUJI HEAVY INDUSTRIES LTD.

HEAD OFFICE ; SUBARU BLDG.  
SHINJUKU, TOKYO, JAPAN

JCAB APPROVED

NO. 200-005 DATE 59-1-10

(SUPERSEDES NO. )

REV. DATE

(SUPERSEDES NO. )

REASON

1. 標 題 : 帝人製機 Service Bulletin № TS-SB-72 の紹介  
( 帝人製機製 FIF40000 燃料ストレーナの点検及び改修 )
2. 適用機体 : FA-200-160, 180, 180AO 全機で、帝人製機 S. B № TS-SB-72 に指定されている燃料ストレーナを装備している機体。
3. 適用度 : 指令事項
4. 目 的 : FA-200 に使用されている帝人製機製燃料ストレーナ FIF40000 の内部パイプ ( FIF40008 ) にゆるみが生じ、燃料流路が制限されたという事例に基づいて点検及び改修の SB が帝人製機社より発行されたので紹介する。
5. 指 示 : 帝人製機 S B № TS-SB-72 による。  
内容は  
A) 燃料ストレーナ S/N 445~504 及び S/N 不明なものに対して、適用装備品を確認する。( 第 1 部 )  
B) 燃料ストレーナ S/N 444 以前のもの及び前項 A) で適用が確認された装備品に対して、点検要領を定め改修の実施時期を決定する。  
{ 不具合が認められたものは次の飛行までに改修 ( 第 2 部 ) を実施する } ( 第 1 部 )
6. 実施時期 : 帝人製機 S B № TS-SB-72 による。  
内容は  
A) 一時点検及び不具合発生品の改修…… SB 受領後直ちに点検を実施し、次の飛行迄に改修を実施。



AIRCRAFT DIVISION

1-11 YOUNAN 1 CHOME, UTSUNOMIYA TOCHIGI JAPAN 〒320  
TEL 0286 (58) 1111 TELEX 3522 176

SERVICE BULLETIN 200-005

PAGE 1 OF 2

B) 不具合発生品以外の改修……………25 飛行時間以内。

7. 承認 : 航空局承認 ( № - 東 - 5 8 - 0 0 1 ) 5 8 年 1 2 月 2 4 日
8. 所要部品 : 帝人製機 SB № TS-SB-72 による。
9. 特殊工具 : なし
10. 重量重心 : 変化なし
11. 準拠資料 : 帝人製機 SB № TS-SB-72 ( 添付 )
12. 作業手順 : 帝人製機 SB № TS-SB-72 による。
13. その他 : A) 改修完了後、燃料ストレーナ S/N 末尾に記号“ A ”をスタンプする。  
B) 点検及び改修を実施した場合は、各々有資格整備士の確認を受け航空日誌に記録する。

# SERVICE BULLETIN

JCAB APPROVED

TEIJIN SEIKI CO., LTD.  
GIFU PLANT,

NO. TS-SB-72      DATE 1-10-84

1110-1 Miyashiro, Tarui-cho

REV

DATE

Fuwa-gun, Gifu-ken, 503-21

REASON

Japan

1. 標 題 : 第 1 部 ; 帝人製機製 FIF40000 燃料ストレーナ不具合防止の為の  
点検作業  
第 2 部 ; 帝人製機製 FIF40000 燃料ストレーナ不具合防止の為の  
改修作業
2. 適 用 : 第 1 部 ; FIF40000 燃料ストレーナで S/N 504 以前のもの全て、  
および、S/N の不明なもの。  
第 2 部 ; FIF40000 燃料ストレーナで S/N 444 以前のもの全て。  
および、S/N 445 ~ S/N 504 または S/N の不明なもの  
については図-1 の構造のものにつき実施のこと。  
( S/N 505 以降のもの、および図-1 の改修不要品は適用  
外で実際の作業は不要である。)
3. 適用度 : 指 令 事 項
4. 目 的 : 第 1 部 ; ストレーナ内部パイプ ( P/N FIF40008 ) のゆるみによ  
り燃料流路が制限されるのを防止するための改修作業の要否  
および改修の時期を決定する。  
第 2 部 ; ストレーナ内部パイプ ( P/N FIF40008 ) のゆるみによ  
り燃料流路が制限されるのを防止するために改修作業を実施  
する。
5. 指 示 : 第 1 部 ; 2 項 “適用” の第 1 部において定義される燃料ストレーナに  
ついて点検を実施する。  
図-1 の判定要領に従い、改修作業の要否を決定する。  
上記点検にて改修作業が必要と判定されたストレーナで、下  
記状況のものは次の飛行までに、また、下記状況でないもの

は点検後25飛行時間以内に、第2部の改修作業を実施する。

パイプが上方又は下方にずれるもの、または/およびパイプの露出長さが62mm以下のもの。

第2部 ; S/N444以前のものおよび第1部において改修作業が必要と判断されたものについて、当該パイプをP/N FIF40020のパイプと交換する。

6. 実施時期 : 第1部 ; このS/B受領後、直ちに実施。

第2部 ; 5項“指示”第1部により、点検後次の飛行までに、または点検後25飛行時間以内。

7. 承認 : 航空局承認(航-東-58-001)58年12月24日

8. 所要部品 :

項目	部品番号	部品名称	1個当数量	備考
1	FIF40020	パイプ	1	第2部のみ
2	MS20995C32	ロックワイヤ	AR	第1部および第2部

9. 特殊工具 : 不要

10. 重量 : 変化なし

11. 準拠資料 : なし

12. 作業手順 : 図-2参照

第1部 FIF40000 燃料ストレーナの点検

- 1) ボルト(1)のロックワイヤを取り外す。
- 2) ボルト(1)をゆるめ、ブラケット(2)を倒し、カバー(3)、パッキン(4)(00)、バーレル(5)、ワッシャ(6)、スクリーン(7)を取り外す。

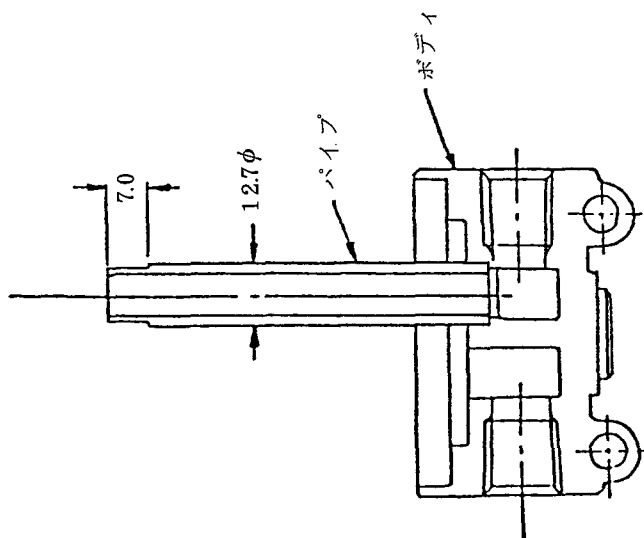
- 3) 図-1により改修の要否を判定する。
- 4) 適用装備品について、パイプ(9)とボディ(8)の圧入部に緩みがないか、パイプを押引きして点検する。(この場合、押引きの力は50g前後とし、過大な力は加えないこと) また、パイプの露出長さを測定する。
- 5) 点検の結果、パイプが上方または下方にずれるもの、および/または、パイプの露出長さが62mm以下の場合には次の飛行までに第2部の改修を実施する。
- 6) 3)項において改修不要と判定されたもの、および、5)項に該当しないもので直ちに改修を実施しないものについては、次の作業を続行する。
- 7) 2項で外した部品を清掃し取り付ける。ボルト(1)の締め付けトルクは15-20 IN LBS とする。
- 8) ロックワイヤを取り付ける。

#### 第2部 FIF40000 燃料ストレーナの改修

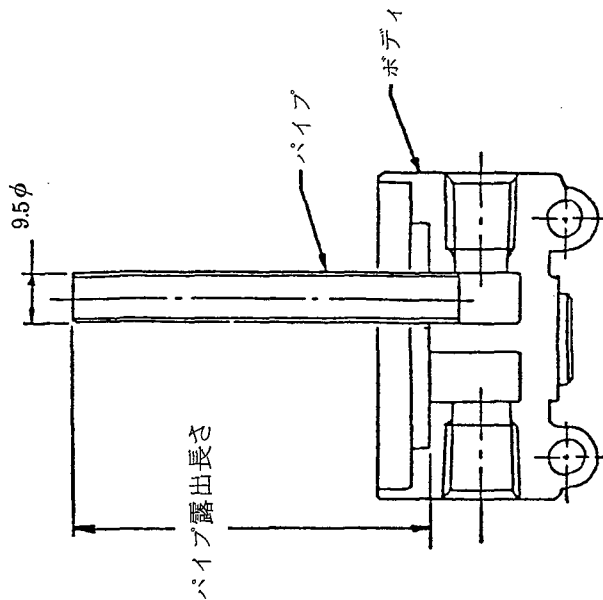
- 1) ボルト(1)のロックワイヤを取り外す。
- 2) ボルト(1)をゆるめ、ブラケット(2)を倒し、カバー(3)、パッキン(4)(10)、バーレル(5)、ワッシャ(6)、スクリーン(7)を取り外す。
- 3) ボディ(8)よりパイプ(9)を抜く。
- 4) パイプ(9)を抜き取った孔を点検、清掃し、新しいパイプ(P/N FIF40020)を取り付ける。  
パイプの段がボディに完全に接触するまで、プラスチックハンマで軽くたたき込むか、プレスで押し込み、その後清掃する。 図-3 参照
- 5) 2項で外した部品を清掃し取り付ける。ボルト(1)の締め付けトルクは15-20 IN LBS とする。
- 6) ロックワイヤを取り付ける。

13. その他 : 改修完了後、S/N末尾に記号“A”を不滅インキにてスタンプする。

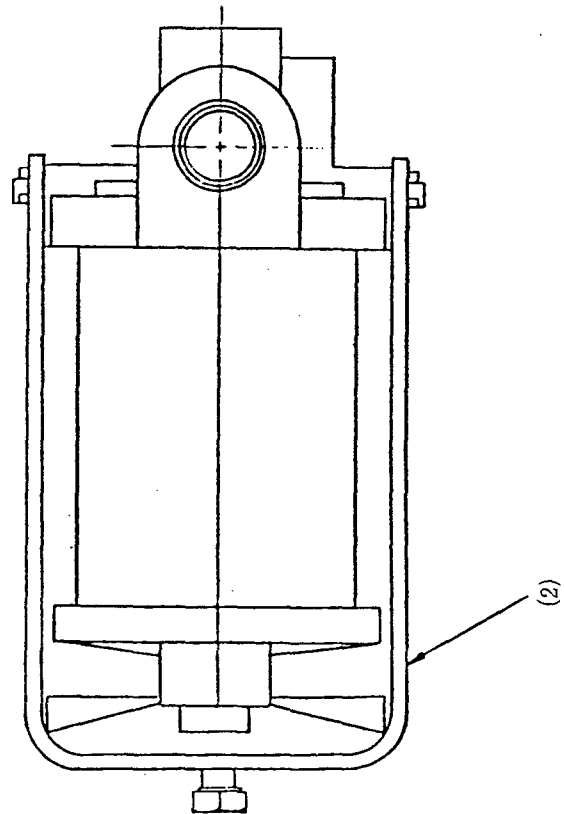
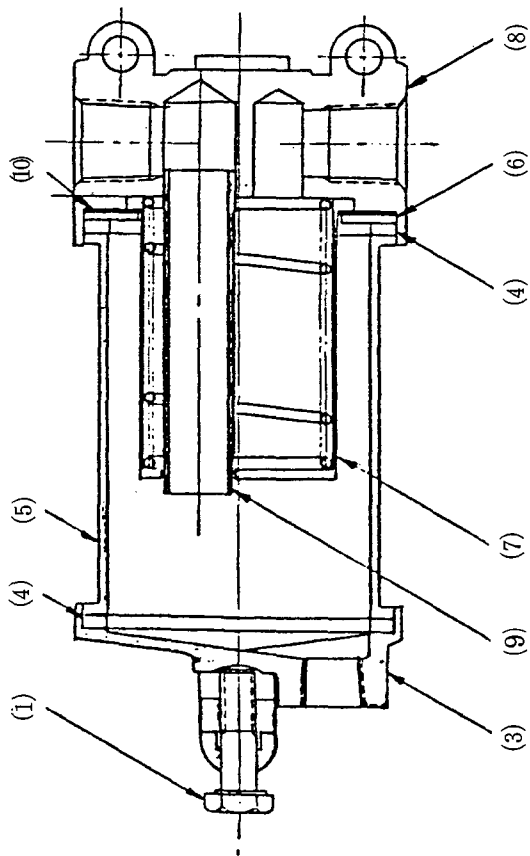
改修の不必要なストレーナ



改修の必要なストレーナ



(mm)



№	名称	部品番号
1	ボルト	AN4CH7A
2	ブラケット	FIF40004
3	カバー	FIF40002
4	パッキン	FIF40012
5	バレーレル	FIF40003
6	ワッシャ	FIF40011
7	スクリーン	FIF40006
8	ボディ	FIF40001
9	パイプ	FIF40008
10	パッキン	FIF40016

図-2 ストレナーナ組立(改修前)

( mm )

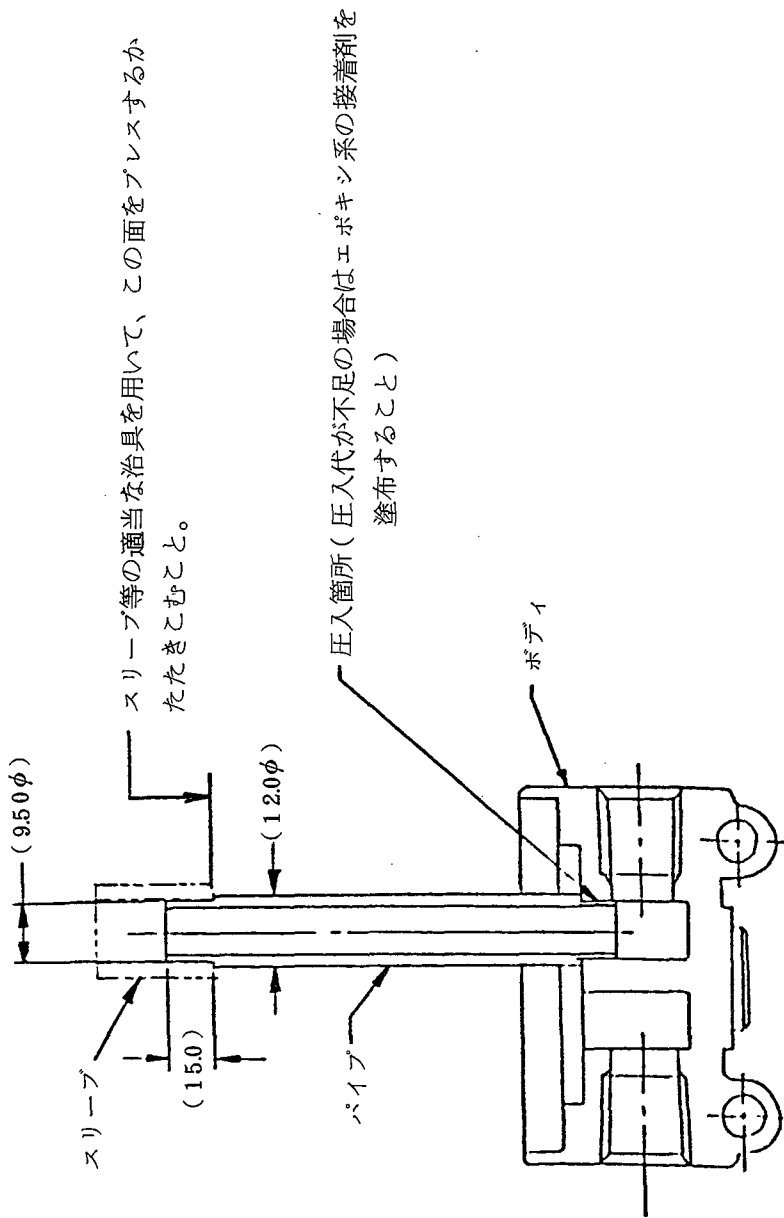


図 - 3 改修上の注意事項